# 貨幣損傷等取締法 （昭和二十二年法律第百四十八号）

貨幣は、これを損傷し又は鋳つぶしてはならない。

##### ○２

貨幣は、これを損傷し又は鋳つぶす目的で集めてはならない。

##### ○３

第一項又は前項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

# 附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

##### ○２

昭和十五年大蔵省令第四十号（補助貨幣のしゆう集、鋳つぶし又は損傷の取締に関する省令）は、これを廃止する。

# 附　則（昭和六二年六月一日法律第四二号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

#### 第十六条（罰則の適用に関する経過措置）

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。